

第1回火災事故調査検証・再発防止対策会議	
令和7年8月21日	資料 NO.1

蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、蕨戸田衛生センターにおいて発生した火災事故に関する調査検証、復旧の方針及び再発防止対策に資することを目的として、設置する蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査検証・審議する。

- （1）火災事故に関する検証
- （2）再発防止のための方策の検討
- （3）火災事故検証報告書の作成及び管理者への報告
- （4）その他会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）事務局長
- （3）蕨市市民生活部安全安心課長
- （4）戸田市環境経済部環境課長
- （5）組合次長
- （6）組合総務課長
- （7）組合業務課長
- （8）組合施設課長

（会長及び副会長）

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期等）

第5条 委員の任期は、管理者が委嘱し、又は任命した日から火災事故検証報告書作成が終了する日までとする。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 やむを得ない理由により委員が会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第7条 第3条第1号に規定する委員が会議に出席した場合、謝金を支払うことができる。

2 前項に規定する謝金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、組合施設課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。